

○奈良県警察通信指令の運営に関する訓令（平成21年12月25日本部訓令第12号）

〔沿革〕 平成29年7月本部訓令第16号、30年3月第3号、31年4月第13号、令和2年3月第7号、
3年3月第9号、4年3月第6号、5年1月第1号、3月第6号改正

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）に基づき、奈良県警察における警察通信指令の運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 110番通報等 110番通報、緊急通報装置その他の手段により行われる通報をいう。
- (2) 警察通信指令 110番通報等を受理し、及び警察活動に必要な情報を集約し、並びに指令、手配、通報等（以下「指令等」という。）を行うことをいう。
- (3) 警察署通信室 警察署において警察通信指令を行うため、基地局等（奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第2号。次号において「無線電話等運用規程」という。）第3条第4号に規定する基地局等をいう。）を設置した場所をいう。
- (4) 無線自動車等 警察用車両（警ら用無線車、捜査用無線車、交通用無線車、警備用無線車その他の無線機を装備した自動車をいう。）、警察用航空機及び携帯用無線機（無線電話等運用規程第3条第6号に規定する携帯用無線機をいう。）を携帯する警察職員をいう。
- (5) 通信指令支援システム 警察通信指令を支援するため設置した電子計算機、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線並びにプログラムの総称をいう。
- (6) 初動警察活動 事件、事故その他の警察事象に即応した初期的な活動（刑事部門、交通部門等事案を所掌すべき部門が態勢を整え、当該事象に係る具体的な捜査等の指揮を執るまでの間に行う応急的かつ一時的な措置をいう。）をいう。

（警察通信指令の基本）

第3条 警察通信指令を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とする。

- (1) 警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配慮すること。
- (2) 予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。

- (3) 協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。
- (4) 初動警察活動における部門間の情報共有及び報告連絡の励行を徹底するなど連携の確保に努めること。

(通信指令課)

第4条 生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）は、警察本部において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警察通信指令の業務の企画、調査及び統計に関すること。
- (2) 110番通報等を受理すること。
- (3) 初動警察活動に必要な指揮を行うこと。
- (4) 初動警察活動に必要な画像その他の情報を集約すること。
- (5) 指令等を行うこと。
- (6) 無線通信の統制を行うこと。
- (7) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる事項

2 通信指令課は、事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備等（奈良県警察緊急配備に関する訓令（平成3年11月奈良県警察本部訓令第16号。以下この項及び第7条第1項において「緊急配備訓令」という。）第8条第1項に規定する緊急配備等をいう。以下同じ。）及び緊急警戒（緊急配備訓令第2条第6号に規定する緊急警戒をいう。以下同じ。）に係る指令等を行うほか、初動警察活動に関し、無線自動車等の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

3 通信指令課においては、原則として、110番通報等の受理を行う業務と当該通報に係る指令等（無線通信によるものに限る。）及び無線通信の統制を行う業務とを、別の職員が担当するものとする。

4 通信指令課の勤務員の勤務要領等は、生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）が定める。

(通信指令指導官)

第5条 通信指令指導官（奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号。次条において「組織訓令」という。）第5条第1項に規定する通信指令指導官をいう。）は、命を受け、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

(通信指令官等)

第6条 通信指令官（組織訓令第6条第1項に規定する通信指令官をいう。この条において同じ。）及び副指令官（次条第1項において「通信指令官等」という。）は、命

を受け、通信指令課の勤務員を指揮し、警察通信指令の業務の円滑な推進に努めるものとする。

2 前項の副指令官は、警部補以上の階級にある警察官の中から通信指令課長が指定する。

3 通信指令官は、通信指令課長が不在となる場合又は執務時間外において、この訓令に定める通信指令課長の職務を代行するものとする。

4 副指令官は、通信指令官の職務を補佐するとともに、通信指令官が不在となる場合は、命を受けて、その職務を代行するものとする。

(110番通報等の受理及び措置)

第7条 通信指令課長は、110番通報等を受理したときは、通信指令官等を指揮して、直ちに次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 緊急配備等及び緊急警戒の発令

(2) 緊急配備等及び緊急警戒に必要な警察署通信室及び主管課に対する指令等

(3) 無線自動車等に対する指令等及び無線自動車等の総合的な運用

(4) 隣接府県警察等に対する広域緊急配備（緊急配備訓令第2条第3号に規定する広域緊急配備をいう。）及び広域協定配備（緊急配備訓令第2条第4号に規定する広域協定配備をいう。）の依頼並びにこれに関連する事項の通報

(5) 関係機関又は関係団体に対する手配、通報又は協力要請

2 通信指令課の勤務員は、110番通報等の取扱状況について、電磁的方法により記録しなければならない。

3 前項による記録は、当該記録がされた日の属する翌年の初日から起算して1年間保存するものとする。

(本部長への即報)

第8条 通信指令課長は、即報事案（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。次項において「処務規程」という。）第41条第1項に規定する即報事案をいう。次項において同じ。）を受理したときは、主管課長を通じ、本部長に即報しなければならない。

2 即報事案の内容が突発重大事案（処務規程第41条第2項に規定する突発重大事案をいう。）である場合における本部長に対する即報は、前項の規定にかかわらず警備部警備課長を通じて行うものとする。

(警察署通信室)

第9条 警察署に、警察署通信室を置く。

2 警察署通信室は、警察署において、通信指令課の活動を補い、次の各号に掲げる活

動を行うものとする。

- (1) 110番通報等のうち、警察署になされる緊急通報その他の通報（以下「緊急通報等」という。）を受理すること。
- (2) 初動警察活動に必要な指揮を行うこと。
- (3) 初動警察活動に必要な画像その他の情報を集約すること。
- (4) 指令等を行うこと。
- (5) 署活系無線機の無線通信の統制を行うこと。
- (6) その他警察署長が命ずる事項

3 警察署通信室は、第4条第2項の規定による指令等を受けた場合又は事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備等（当該警察署に係るものに限る。）に係る指令等を行うほか、当該警察署において行う初動警察活動に関し、無線自動車等の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

4 警察署通信室の勤務員の勤務要領等は、通信指令課長との協議を経て、警察署長が定める。

（通信指令責任者）

第10条 警察署指令室に通信指令責任者を置き、地域課長（奈良警察署については、地域総務課長とする。）をもって充てる。

- 2 通信指令責任者は、命を受け、通信指令担当者を指揮し、警察通信指令の業務の円滑な推進に努めるものとする。
- 3 通信指令責任者が不在となる場合は、警察署長があらかじめ指定する者が、通信指令責任者の職務を代行するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、執務時間外については、当直長が、通信指令責任者の職務を代行するものとする。

（通信指令担当者）

第11条 警察署指令室に通信指令担当者を置く。

- 2 通信指令担当者は、地域課（地域総務課、地域第一課、地域第二課及び地域第三課を含む。）の勤務員の中から警察署長が指定するものとする。ただし、執務時間外については、当直勤務員を指定することができる。
- 3 通信指令担当者は、通信指令責任者の指揮を受け、指令等に間隙を生じさせることのないよう、常に緊急通報等を受理する態勢を確立して警察通信指令の業務を行うものとする。

（警察署通信室における緊急通報等の受理及び措置）

第12条 警察署長は、緊急通報等を受理したときは、通信指令責任者及び通信指令担当者（次項において「通信指令責任者等」という。）を指揮して、第7条第1項の規定に準じた措置を執るものとする。

2 通信指令責任者等は、通信指令課からの指令等に対する処理結果及びこれに関連する事項について、速やかに電磁的方法により記録しなければならない。

（現場臨場警察官の措置）

第13条 通信指令課長又は警察署長（以下「通信指令課長等」という。）の指令等に基づき現場に臨場した警察官は、次に掲げる事項について、速やかに通信指令課長等に報告しなければならない。

(1) 事案の概要

(2) 現場到着時間及び取扱終了時間

(3) 処理結果

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、事案処理に関し必要な事項

（緊急通報等受理時の連携）

第14条 警察署長は、緊急通報等を受理した場合において、関係所属に手配又は通報を必要とするときは、通信指令課長に速やかに通報するものとする。

（重要指令の優先）

第15条 緊急配備等の対象事件、突発重大事案等に係る指令等は、他の警察通信指令の業務に優先して行わなければならない。

（通信指令支援システム総括運用責任者）

第16条 警察本部に通信指令支援システム総括運用責任者（以下「総括運用責任者」という。）を置き、生活安全部長をもって充てる。

2 総括運用責任者は、通信指令支援システムの運用及び維持管理に関する事務を総括する。

（通信指令支援システム運用責任者）

第17条 警察本部に通信指令支援システム運用責任者（次項及び次条第2項において「運用責任者」という。）を置き、通信指令課長をもって充てる。

2 運用責任者は、総括運用責任者の指揮を受け、通信指令支援システムの運用及び維持管理に関する事務を行うものとする。

（通信指令支援システム運用担当者等）

第18条 通信指令支援システム用端末装置が設置された次の各号に定める所属に通信指令支援システム運用担当者（以下「運用担当者」という。）を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 警察本部の所属 次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）

(2) 警察署 通信指令責任者

2 運用担当者は、運用責任者の指揮を受けて、通信指令支援システムの運用及びそのデータ管理を行うものとする。

3 運用担当者の職務を補佐する者として、運用担当者の下に補助者を置くことができる。

（通信指令支援システムの運用管理上の留意事項）

第19条 警察職員は、通信指令支援システムの運用管理に当たっては、その重要性を認識し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 異常を認知したときは、直ちに当該所属の運用担当者を経由して、総括運用責任者に報告すること。

(2) 通信指令支援システムの機器は業務以外に使用せず、また、警察職員以外の者にその表示する内容を見られないようにすること。

(3) 業務以外の目的で出力資料を作成しないこと。

(4) 出力資料は、紛失しないよう厳重に管理すること。

(5) 通信指令支援システムについては、無断で、その機器を増設し、交換し、改造し、若しくは回線接続し又はソフトウェアを追加し、削除し、若しくは変更しないこと。

（通信指令課等勤務員の心構え）

第20条 通信指令課及び警察署通信室（この条及び次条において「通信指令課等」という。）の勤務員は、次の各号に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

(1) 警察通信指令の遂行に必要な関係法令の研鑽^{さん}及び技術の向上に努めること。

(2) 警察通信指令の役割の重要性を自覚し、迅速かつ的確な事案処理に努めること。

(3) 管轄区域内の地勢、交通状況、主要施設、事件事故発生状況等の実態把握に努めること。

(4) 110番通報等の受理に当たっては、正確かつ迅速に聴取するとともに、通報者の立場、心情等に配慮した対応に心がけること。

(5) 指令等は、迅速、的確かつ簡潔明瞭に行うこと。

(6) 通信指令課等において管理する通信機器及び通信指令支援システム用端末装置を常に整備しておくこと。

(7) 通信の秘密の保持に努めること。

（勤務日誌）

第21条 通信指令課等の勤務員は、勤務中に取り扱った事項を勤務日誌に記載し、勤務終了時に通信指令課長等に提出しなければならない。この場合において、通信指令課

の勤務員にあつては別記様式第1号に、警察署通信室の勤務員にあつては別記様式第2号にそれぞれ記載するものとする。

(報告)

第22条 通信指令課長等は、副指令官又は通信指令担当者を指定したときは、指定の都度、副指令官・通信指令担当者指定報告書（別記様式第3号）により本部長に報告しなければならない。この場合において、警察署長にあつては、通信指令課長を経由するものとする。

2 通信指令課長は、110番通報等の受理状況等を通信指令業務報告書（別記様式第4号）により本部長に報告しなければならない。

(教養訓練等)

第23条 本部長は、警察通信指令についての適性を有すると認められる者を警察通信指令に従事させるよう配意するものとする。

2 通信指令課長及び警察署長は、所属職員の警察通信指令に係る知識及びこれに関する技能の向上を図るため、体系的かつ段階的な教養訓練を実施するほか、その効果の測定に努めるものとする。

3 通信指令課長及び警察署長は、前項の効果測定の結果について、効果測定の実施の都度、本部長に報告するものとする。この場合において、警察署長については、通信指令課長を経由するものとする。

(広報活動の実施)

第24条 通信指令課及び関係する所属の長は、110番の正しい利用方法について、あらゆる機会を通じて広報活動を実施するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 （平成29年7月12日本部訓令第16号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年7月13日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の奈良県警察通信指令の運営に関する訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の奈良県警察通信指令の運営に関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成30年3月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和2年3月30日本部訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則 (令和5年1月26日本部訓令第1号)

この訓令は、令和5年1月26日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、令和5年3月28日から施行する。

(別記様式省略)